



茨城労働局

PressRelease

厚生労働省 茨城労働局発表
令和3年3月8日(月)

担当	茨城労働局職業安定部職業安定課 課長 前島 圭一 課長補佐 杉山 朋久 電話 029-224-6218
----	--

報道関係者 各位

日本製鉄(株)東日本製鉄所鹿島地区の設備休止の 発表を受けて特別相談窓口を設置

～雇用維持に向けた支援や離職を余儀なくされる方々の再就職の支援～

茨城労働局(局長:小奈健男)では、日本製鉄(株)東日本製鉄所鹿島地区の設備休止の発表を受けて、雇用維持に向けた支援や離職を余儀なくされる方々の再就職を積極的に支援するために、3月8日付けでハローワーク常陸鹿嶋をはじめ局内すべてのハローワークに特別相談窓口を設置し、従業員や事業所からの雇用に関する相談を受け付けます。

ハローワーク	所在地	電話番号	管轄区域
水戸	水戸市水府町 1573-1	029 (231) 6221	水戸市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村
笠間	笠間市石井 2026-1	0296 (72) 0252	笠間市
日立	日立市若葉町 2-6-2	0294 (21) 6441	日立市
筑西	筑西市成田 628-1	0296 (22) 2188	筑西市、結城市、桜川市
下妻	下妻市古沢 34-1	0296 (43) 3737	下妻市、八千代町
土浦	土浦市穴塚 1838	029 (822) 5124	土浦市、つくば市、かすみがうら市、阿見町
古河	古河市東 3-7-23	0280 (32) 0461	古河市、境町、五霞町
常総	常総市水海道天満町 4798	0297 (22) 8609	常総市、守谷市、坂東市、つくばみらい市
石岡	石岡市東石岡 5-7-40	0299 (26) 8141	石岡市、小美玉市
常陸大宮	常陸大宮市野中町 3083-1	0295 (52) 3185	常陸大宮市、大子町、常陸太田市
龍ヶ崎	龍ヶ崎市若柴町 1229-1	0297 (60) 2727	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町、美浦村
高萩	高萩市本町 4-8-5	0293 (22) 2549	高萩市、北茨城市
常陸鹿嶋	鹿嶋市宮中 1995-1	0299 (83) 2318	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（*）増加していないこと。
* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆（裏面イメージ参照）

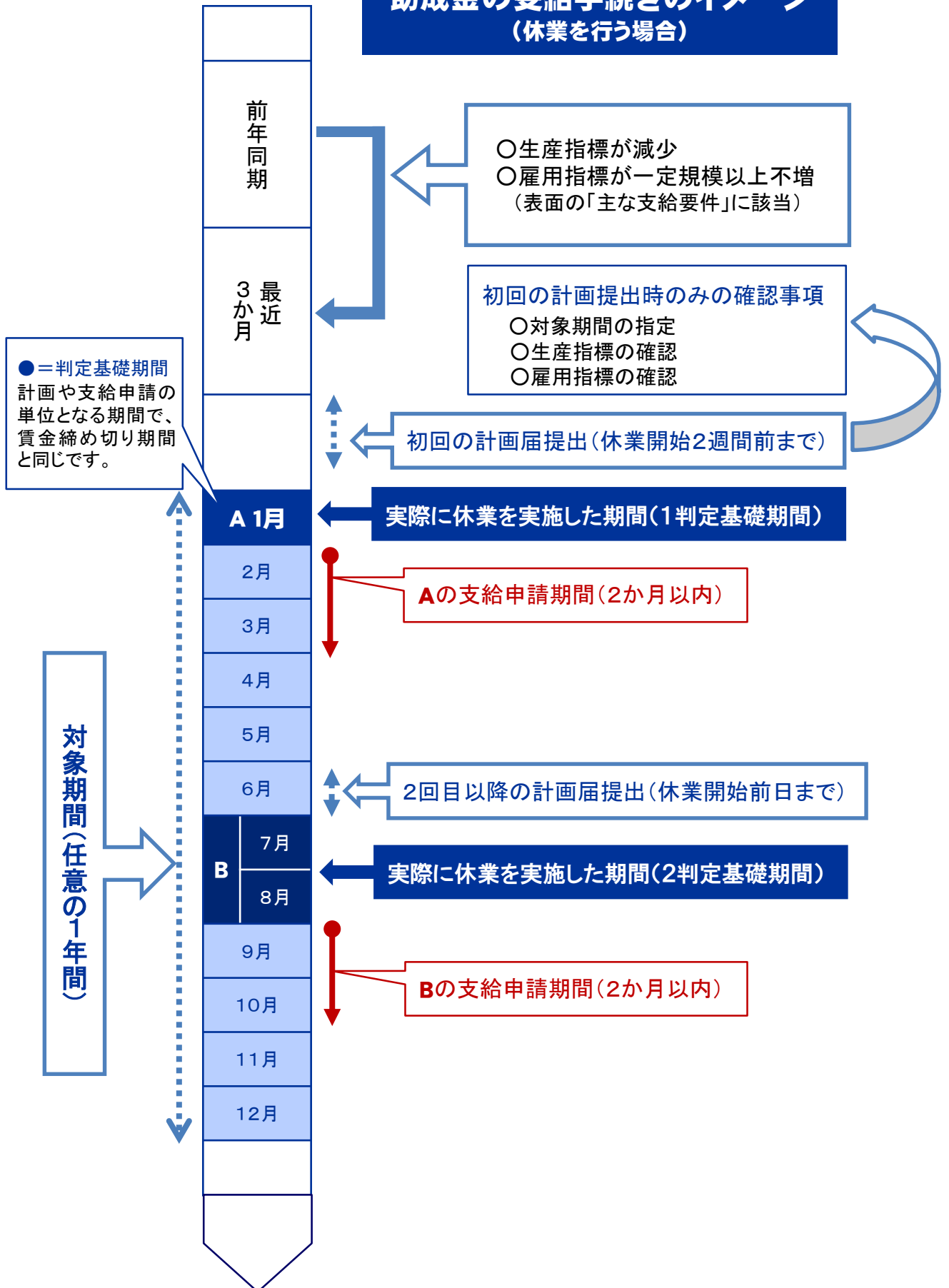
- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人あたり 8,330円が上限です。（令和2年3月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	（1人1日当たり） 1,200円	

※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日



助成金の受給手続きのイメージ (休業を行う場合)



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。